介護保険条例の改定

⑪ 松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例

要旨 児童福祉法の改正に伴い、保育所における保育を行なう基準が、子ども・子育て支援法施行規則において定められたため、同様の内容の本条例を廃止する。

（全員一致で可決）

⑫ 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例

要旨 子ども・子育て支援法の施行に伴い、施設型給付費の利用者負担額を定めた条例を制定する。

問 負担額の区分が所得税額から町民税所得割額に変更されたことによりどのように変わるのか。

答 幼稚園、保育所ともに負担額に変更がないよう設定している。従来の設定より細分化された区分では、負担額が下がる世帯もある。

（全員一致で可決）

⑬ 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

要旨 介護保険法の一部改正に伴い、従来、厚生労働省令で定められていた包括的支援事業の実施に関する基準を、新規の条例で制定する。

問 町内の第1号被保険者数と地域包括支援センターの人員は。

答 平成26年4月30日時点で8，465人、平成27年度は8，803人、平成28年度は8，988人、平成29年度は9，136人と推計している。

町内の第1号被保険者数が現時点で6千人を超えているため、国の配置基準は3名であるが4名としている。9千人を超えた場合は5名となる。

（全員一致で可決）

⑭ 松前町介護保険条例の改正

要旨 介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険料を改正する。

問 新たな保険料の周知方法は。

答 ホームページや広報まさきへの掲載、また、改定の通知を送付する。

（全員一致で可決）

⑮ 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正

要旨 介護保険法施行規則の一部を改正する省令に伴い、条例の一部を改正する。

問 事故発生時の対応は。

答 事業者に町及び利用者の家族への連絡とともに、事故報告書の提出を義務付けており、状況に応じて県とも連携する。

（全員一致で可決）

子どもたちを待っています(子育て支援センター)

⑯ 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正

要旨 介護保険法施行規則などの一部を改正する省令に伴い、条例の運営基準を見直すもの。

問 定員の増加による受け入れは。

事業所での事故への対応は。

答 登録定員が増えても、事業所で受け入れができるかどうかは施設により異なってくる。問題点を把握した場合は、実地指導を行なう。

（全員一致で可決）

⑰ 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正

要旨 介護保険法施行規則などの一部を改正する省令に伴い、条例の運営基準について改正する。

（全員一致で可決）